

基本構想の推進に向けて



施策01

共創のまちづくりを推進する

施策の方向

1 多様な主体との連携

市民や様々な団体との信頼関係のもと、それぞれの持つ資源等を活かしながら、協働によるまちづくりに取り組むとともに、大学や企業等と相互連携を深め、市民サービスの向上や地域の活性化を推進する。

2 開かれた行政の推進

市政情報が市民にわかりやすく、正確に伝わるよう、広報紙、SNS等の各種媒体を活用した広報活動の充実に取り組むとともに、ワークショップの開催やパブリックコメントの実施など、様々な手段や機会を通じて広聴機会の確保を図る。

行政運営の透明性を図り、市民の信頼を深めるため、情報公開制度や個人情報の保護の適切な運用をおこなう。

3 SDGsの推進

持続可能なまちづくりに向け、各分野別計画の策定等に当たっては、SDGsを取入れ、一体的な推進に努めるとともに、市民をはじめ様々な団体にSDGsの浸透を図る。

4 地域活性化への取り組み

将来にわたって活力ある地域社会の実現に向け、新型コロナウイルス感染症への対応とともに、ポスト・コロナ社会を視野に入れつつ、Society5.0をはじめとする成長戦略の取り組みを促進するなど、迅速かつ効果的に施策を展開する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
ホームページのページビュー (PV数)	339,024PV	350,000PV	

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市パブリックコメントに関する要綱（平成24年度）
- ・沖縄市情報公開条例（平成13年度）
- ・沖縄市個人情報保護条例（平成15年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・総合計画推進事業
- ・広報事業
- ・市政情報公開事業

現状と課題

1 多様な主体との連携

市民の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴い、市民や地域の抱える課題も複雑化・高度化しており、それらを行政だけで解決することが難しくなっている。

地域の課題を「自分ごと」と捉え、多様な主体がそれぞれの役割を越えてつながり、相乗効果を発揮して地域課題の解決や地域の活性化に向けて取り組む「ともに創るまちづくり」をすすめる必要がある。

2 開かれた行政の推進

本市は、市の保有する情報の公開を請求する権利を保障することにより、市民の「知る権利」を実効的なものとし、開かれた行政を一層推進するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、民主的な市政の発展に寄与することを目的に、平成13年度に「沖縄市情報公開条例」を制定し、制度の適正な運用に努めている。

また、広報紙「広報おきなわ」や「点字広報」、「声の広報」を毎月発行するとともに、「メルマガ@おきなわ」や「ラジオ広報」、SNS（Facebook、LINE）などを活用し、市政情報やイベント情報の発信に努めている。

市民に開かれた行政の実現に向けて、情報提供機能の充実を検討する必要がある。

3 SDGs の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標として、2015年9月に国連サミットで採択された。日本においても、国

が実施体制を構築するとともに、実施指針を策定している。目標の実現に向け地方自治体においても、SDGsの指針をふまえて各種施策を実施することが求められている。

4 地域活性化への取り組み

国は、新しい働き方の定着や決済インフラの見直し、デジタル市場の対応、オープン・イノベーションの推進などを成長戦略の柱として様々なプロジェクトを展開している。また、各産業分野での未来技術の活用やスーパーシティ構想の推進とともに、5Gなどの情報通信基盤の早期整備やキャッシュレス基盤の整備を促進することにより、地域における Society5.0の推進を図っている。

本市においても、時代の潮流を確実に捉えるとともに、国から示される制度を活用するなど、スピード感を持って新たな施策を展開する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の対応として、国は、令和2年4月に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定し、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げるとするとともに、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細やかに必要な事業を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設した。

本市は、新型コロナウイルス感染症に関する様々な事業をすすめており、今後も、局面に応じた適時適切な施策を展開するという時間軸を意識しながら、戦略的に事業を実施することが求められている。

参 考

ホームページのページビュー（PV数）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
323,042PV	342,532PV	339,024PV

用語の解説

- ◆ PV数（ページビュー）：ユーザーがWebページを表示（閲覧）した回数。
- ◆ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと。
- ◆ パブリックコメント：行政が政策や計画などを立案する際に、事前に案を公表して意見を募集し、寄せられた意見を考慮して意思決定をする一連の手続き
- ◆ ポスト・コロナ社会：コロナ感染拡大を境に価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間を指す。
- ◆ society5.0：AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会のすがた
- ◆ オープン・イノベーション：製品開発や技術革新、研究開発や組織改革などにおいて、自社以外の組織や機関などが持つ知識や技術を取り込んで自前主義からの脱却を図ること
- スーパーシティ構想：地域の課題を最先端の技術で解決するために、地域と事業者と国が一体となって目指す取り組み



施策01

時代に対応した組織の総合力を高める

施策の方向

1 職員力の向上

公務員は全体の奉仕者であることを自覚し、法令や社会規範の遵守、公務員倫理の確立を図り、公正な職務の遂行に努めるとともに、職員一人ひとりの意識改革をはじめ、能力開発やキャリア形成を支援するなど、個々の能力を最大限に引き出す多様な職員研修をおこない、時代の変化に柔軟に対応できる職員の育成に取り組む。

2 組織マネジメントの強化

人口減少社会への対応やスマート自治体への転換等、質の高い行政サービスを迅速かつ的確に提供するため、人事評価制度を活用して組織マネジメントを強化する。

社会経済情勢の変化に伴う新たな行政需要への対応に向け、類似業務の集約化や機能的な組織体制の構築などをすすめるとともに、職員一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮できる人事管理や職場環境づくり、多様な働き方を推進する。

3 情報化の推進

来庁せずに問い合わせや手続き申請が可能となるよう、申請様式の標準化や業務プロセスの見直しをおこない、ICT化による利便性の高い行政サービスの向上に取り組む。

行政デジタル化を推進するため、業務をICT化するとともに、情報システムやIT部門を統括する最高情報責任者CIOおよびCIO補佐官の配置に向け取り組む。

4 広域連携の推進

中部圏域の活性化や共通課題の解決など、広域連携による効果的な事業の展開をすすめ、広域行政の充実・強化を図る。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
研修参加者数	775人	1,000人	

関連する部門別計画や指針など

- ・第5次沖縄市行政改革大綱（平成27年度～令和2年度）
- ・沖縄市人材育成基本方針（平成28年度）
- ・沖縄市コンプライアンス行動指針（平成23年度）
- ・沖縄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年度）
- ・沖縄市情報セキュリティ基本方針（平成27年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・職員研修費
- ・情報基盤整備事業
- ・情報セキュリティ強化対策事業
- ・地域活性化負担金

現状と課題

1 職員力の向上

県は、県民の行政に対するニーズの複雑化・高度化に対応するため、人材育成の目標となる職員像や各種方策について見直しを図り、平成29年度に「沖縄県職員人材育成基本方針」を改訂した。

本市は、職員一人ひとりのやる気を高めるとともに、持てる能力や可能性を引き出し、組織の活性化および総合力の向上を図ることを目的に、平成28年度に「沖縄市人材育成基本方針」を改訂するとともに、主体的な能力開発につながる環境を整備し、計画的な人材育成に取り組んでいる。また、平成23年度に「沖縄市コンプライアンス行動指針」を策定し、職員一人ひとりが公務員としての自覚と自らの行動に責任を持つことにより、市民の信頼の確保に努めている。今後は、時代の変化に柔軟に対応できる人材の育成に向け、人材育成基本方針の見直しや人事評価の結果を活用した研修支援制度の構築、自己啓発の奨励などの充実・強化が必要である。

2 組織マネジメントの強化

国は、平成26年度に地方公務員法を改正し、平成28年度より人事評価を実施している。

本市においても平成28年度から人事評価を実施しており、組織目標を共有し、同じ方向に向かって個々の職員の士気高揚を図るとともに、組織力の向上に取り組んでいる。

今後は、人口減少社会やスマート自治体への転換等への対応を見据え、機能的な組織体制の構築や多様な働き方の推進、適正な定員管理等に取り組む必要がある。

3 情報化の推進

国は、平成12年度に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、社会的環境の変化等をふまえ平成30年度に改定した。

本市は、情報セキュリティの脅威の高度化・多様化やクラウド技術の進展、SNSの普及等に伴い、情報セキュリティポリシーを見直すとともに、その遵守を徹底する必要がある。また、分散システムの連携・合理化をはじめ、ビッグデータ、AI、クラウドサービス等のICT技術導入による業務の効率化や市民サービスの向上に取り組み、デジタル・ガバメントを推進する必要がある。

4 広域連携の推進

交通体系の整備や情報通信技術等の発達により、ヒトやモノ、情報などの移動が行政区域に留まらず広域化しており、自治体の抱える課題についても単体での解決が困難となっている。

おきなわマラソンや中部産業まつり等の開催など、中部広域市町村圏事務組合を中心に広域的に取り組むとともに、倉浜衛生施設組合や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会等、近隣市町村との連携による効率的・効果的な事業運営や基地問題への対応などをおこなってきた。今後も、広域的な行政課題に対応できるよう、関係市町村の連携・協力を強化していく必要がある。

参 考

研修参加者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,153人	794人	775人

用語の解説

- ◆ICT：Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報通信技術のこと
- ◆コンプライアンス（法令遵守）：企業や団体などが法令や規則をよく守るようにすること
- ◆スマート自治体：AIなどを活用し、事務処理の自動化や業務の標準化をおこなうなど、行政サービスを効率的に提供する自治体のこと
- ◆ビッグデータ：公共データを二次利用が可能な形式で提供し、様々な角度から分析・判断・活用されるようにするための情報公開の取り組み
- ◆クラウドサービス：クラウドコンピューティングの形態で提供されるサービスのこと
- ◆デジタル・ガバメント：官民協働を軸として、デジタル技術を活用しながら行政サービスの見直しをおこない、行政のあり方を変革すること



施策02

効率的で効果的な財政運営を推進する

施策の方向

1 財政の健全化

将来の財政状況を的確に捉えながら、事業の選択と集中による施策の推進や事業の効率化、経常経費の削減、債権管理の適正化等をおこない、一般会計および特別会計、地方公営企業において財政の健全化に努めるとともに、透明性の確保を図る。

職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、PDCA サイクルの視点で事務や事業の見直しに取り組む。

2 歳入の確保

多様な納付環境の整備を推進し、課税客体の的確な把握および収納率の向上に努めるとともに、受益者負担の原則にもとづき、施設使用料等の適正化を図る。

ホームページや印刷物等による有料広告、ネーミングライツなど、財源の確保に向けて取り組む。

3 公共施設等の適正な管理

公共施設については、維持や更新等に伴う財政負担の軽減や平準化に努めるとともに、施設の最適な配置、運営の見直し等に向けて取り組む。

遊休地等については、地域のまちづくりに寄与する観点などから、売却等の利活用をすすめる。

4 民間能力の活用

行政サービスの質の向上と業務の効率化に向け、民間事業者のノウハウや技術的能力を積極的に取入れ、指定管理者制度やPFI方式等のアウトソーシングを推進する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
経常収支比率	90.4%	90.4%	現状値を維持し低減をめざす

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市財政事情書の作成及び公表に関する条例（昭和49年度）
- ・沖縄市公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和8年度）
- ・沖縄市公の施設における施設管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年度）
- ・沖縄市アウトソーシング推進に関する指針（平成16年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ふるさと応援寄附金事業

現状と課題

1 財政の健全化

本市においては、「地方自治法243条の3」および「沖縄市財政事情書の作成及び公表に関する条例」にもとづき、年度に2回、上半期と下半期に分けて財政状況を公表している。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」にもとづき、平成19年度決算から監査委員の審査をおこなったうえで議会に報告し、公表している。

地方公会計と公共施設等総合管理計画との連携により、公共施設等の適正な管理に努めるなど、マネジメント機能の向上を図り、財政運営の効率化と適正化に取り組む必要がある。

2 歳入の確保

本市は、地方交付税や国庫支出金等に依存した財政基盤となっていることから、国の財政状況や制度改革の影響などを受けやすい状況となっている。また、福祉や医療費などの義務的経費と学校をはじめとする老朽化した公共施設等の整備に係る投資的経費の増大などにより、依然として厳しい財政状況にあり、より一層の自主財源の確保に努める必要がある。

3 公共施設等の適正な管理

本市は、昭和40年代後半から、継続的な公共施設等の整備をおこなっており、老朽化が進行している施設もある。今後は、人口の年齢構成の変化等により、公共施設等の利用需要の変化も予想されることから、長期的な視点に立って、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減や平準化を図る必要がある。

4 民間能力の活用

国は、PFIの一層の促進を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の改正や基本方針の策定、さらには、PFI事業実施における実務上の指針として6つのガイドライン策定等をおこなっている。

本市においても、財政支出の平準化や効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るため、公共施設の整備や維持管理等については、民間能力の活用を推進する必要がある。

参考

経常収支比率

平成29年度	平成30年度	令和元年度
87.9%	90.7%	90.4%

用語の解説

- ◆P D C Aサイクル：継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法 Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)
- ◆ネーミングライツ：市有財産等に企業名や商品名などのブランド名を「通称名」として命名できる権利
- ◆P F I (Private Financial Initiativeの略)：公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金や経営能力を活用することで、効率的かつ効果的に社会インフラを整備、運営する手法
- ◆指定管理者制度：公の施設の管理を設置者である地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として代行する制度のこと
- ◆経常収支比率：地方公共団体の財政の弾力性を示す指標

